

弁理士の地域活動



14年、15年近畿支部長 杉本 勝徳

目次

1. はじめに
2. 日本弁理士会の支部組織としての地域活動
 - (1) 支部の存在意義
 - (2) 地域活動と支部の役目
 - (3) 地域諸団体と支部
 - (4) 大学と支部
 - (5) 経済産業局と支部
 - (6) マスコミ対応
 - (7) 今後の支部の活動
3. 弁理士個人としての地域活動
 - (1) 地域結集型共同研究事業への参画
 - (2) 和歌山県に於ける活動
 - (3) 和歌山県下各商工会議所における活動
 - (4) 和歌山県工業技術センターにおける活動
 - (5) 大学の知財政策支援
 - (6) 発明協会との協力関係
 - (7) ラジオ「杉本勝徳のペタントトーク」
 - (8) テレビ「和歌山経済マガジン」
 - (9) 和歌山新報の連載

.....

1. はじめに

弁理士が他の多くの国家資格と異なるところは、物理、化学、バイオ等あらゆる技術分野の有識者が国家資格を持ち、ハイテクイノベーション対応はもちろん、訴訟を含む知的財産の権利争いにも係わり法的に処理できることです。このことは極めて重要であって、弁理士は技術開発の研究から特許等権利取得、そしてその権利の存続期間の満了までの一切に関与し、一朝一夕に付け焼き刃的には対応出来ない産業分野を担っています。

知的財産の創造（発明）⇒保護（特許）⇒活用（実施）⇒創造（発明）……の知的財産サイクルを円滑に回転することは、知識と経験に乏しい中小企業に深く関与して、産業の活性化と中小企業のイノベーション促進を図ることになります。本稿では地方公共団体に限らず、地域における知財活動のカテゴリーを日本弁

理士会の組織としての関わりと弁理士個人としての関わりについて述べます。

2. 日本弁理士会の組織としての地域活動

(1) 支部の存在意義

近畿支部規則第3条（他の支部規則も同じ）の（支部の目的）には「……もって本会の目的達成と事業の推進に資することを目的とする。」と規定され、本会の目的とは会則第2条に「弁理士の使命及び職責にかんがみ……」と規定されています。そして、支部規則第4条に（支部の事業）として10項目が規定されていますが、このうち、「知的財産権制度および弁理士制度の普及及び改善に関すること」と「知的財産活動の支援に関すること」のそれぞれについては、本会で十分な実行ができず支部に任せている事業です。この事業がまさに日本弁理士会及び弁理士個人に課された、地域の知的財産活性化のための事業であり、支部が存在するための重要な理由です。

(2) 地域活動と支部の役目

支部地域には地方公共団体をはじめ多くの公的機関があります。例えば近畿支部管内に関しますと、近畿経済産業局、大阪地裁、大阪高裁、大阪地検、公証人役場、そして大阪府、大阪市、京都府、京都市、兵庫県、神戸市、和歌山県、滋賀県、奈良県等の地方自治体、各府県に存在する工業技術センター、大阪商工会議所を始めとした各商工会議所、商工会連合会、地域に存在する各大学・高校・高専、2府4県の発明協会各支部、農協や農協連合会、弁理士会や公認会計士協会等の自由業団体、各種金融機関等があります。もちろんその全部との関わりはできませんが、必要な団体とは活発な事業展開や交流を行う必要があります。これら諸団体との交流は組織的に専門技術分野に分けて多くの支部会員を派遣することから始まります。

(3) 地域諸団体と支部

具体的な活動として次のような協力と支援があります。

① 知的財産基本法第6条による大阪府、大阪市の知的財産行政への協力、知事や市長とも意見交換をしています。

② 大阪商工会議所と連携して、近畿の中小企業の知的財産制度の昂揚普及に努めています。

③ 産学官連携を実践するため、京都大学を始め近畿の各大学と連携して、ベンチャー起業の支援や、リエゾンオフィス設立の協力、ロースクールの講師の紹介等を行っています。

④ 近畿エリアの発明協会各県支部との緊密な協力関係を維持しています。

⑤ 裁判所とも定期的な会合を持つべくその方法について話し合っています。

⑥ 弁護士会を始め、地域の自由業団体と密接な関係を構築し、業務に必要な相互協力を行っている。日弁連法務財団関西支部では公認会計士会、税理士会、司法書士会の協力を得て知的財産の価値評価基準作りに取り組んでいます。

(4) 大学と支部

産学官の中心である大学では、新たに設けられる知財本部の規則作りから運営、大学発明の扱い、大学と産業界へのリエゾン援助、教授の発明に対する特許性の評価、知財カリキュラムに従った2単位および4単位の講義、そして大学の知財本部が行うオープン講座の講師派遣等に技術専門分野ごとに多彩な関与をしています。

(5) 経済産業局と支部

近畿経済産業局は7月に赴任された局長が内閣官房知財戦略本部の前参事官であられた久貝卓局長であり、知的財産と弁理士会近畿支部にはとくに関心を寄せられています。経済産業局内には知的財産本部があり、経済産業省・特許庁の行政を直接実施されているので、太いパイプで連携し、多くの中小企業を指導したり会員として抱えているので、結果として中小企業に対しても支部として支援することになります。

近畿経済産業局の支援による公認会計士協会近畿会と日本弁理士会近畿支部との共同事業による「バイオ

情報サイト・サポーターズ」の実行を行っています。

(6) マスコミ対応

知財に関係するマスコミを招いて定期的に支部の情報を提供するほか、日刊工業新聞社の大阪本社とは、多くの若手弁理士を動員して毎週一回の知財Q & Aを3年間にわたってコラム形式で連載しました。そして、その3年間の掲載分を手直して昨年単行本として発行したが、このことを契機に同新聞社と近畿支部との関係が更に太くなっています。

(7) 今後の支部としての活動

i) 全国支部組織としてのメリットの活用

全国の支部が足並みを揃えて地域の公的機関に対して弁理士活動を行うことにより、従来は公的団体と直接関与出来なかった会員もすべて直接関与することが出来ます。そして5年後に1万人に達するかも知れない会員が、充分職業として成り立ち、安心して会務に関与できるようにするために、全国の支部会員がそれぞれの地域において地域密着型の活動を行って地域のニーズを掘り起こすことが出来るようになります。

ii) 支部の存在は、きめ細かい地域の知的財産制度の昂揚普及を図れることであるから、各支部地域においては、どの様な弁理士活動が組織としてあるいは個人として出来るかを検討していく必要があります。また他の資格業が参入する事を念頭に置き、支部は各地域の弁理士の報酬について検討する必要があると思われます。弁理士の報酬額の高さが中小企業が特許出願出来ない理由である、と商工会議所他で言われることがあることも考慮しなければならないし、中小企業に特許マインドを普及させるための諸政策も支部では必要でしょう。

3. 弁理士個人としての地域活動

(1) 地域結集型共同研究事業への参画

i) JST(独立行政法人科学技術振興機構)と和歌山県がともに2億5,000万円ずつ、合計で年間5億の研究費を注ぎ、5年間で25億円をかけて「地域結集型共同研究事業」の壮大な研究が2004年の春にスタートしました。このプロジェクトは地域のあらゆる研究機関を結集して世界的な研究を行い、その地域の産業の発展を図り特に中小企業には優先的に研究の成果を

提供しようとするものです。

ii) この組織は事業総括, 研究統括, 新技術エージェントを3役として研究を推進し, 私は新技術エージェントとして研究成果を産業界に還元する仕事をしています。研究は和歌山県工業技術センターをはじめ, 県下の研究機関と6つの大学の教授を動員して行われていますが, 世界的研究のため, 特許の調査や出願も当然必要ですが, 実用化技術の開発とその技術を実施する企業を探すことが大変です。現在は8つの研究をそれぞれ実用化技術に向けて知的財産戦略会議を頻繁に行っています。

iii) 研究の主なものを挙げますと, 「多機能性果樹台木の大量増殖技術の開発」「組織培養技術を利用した環境耐性海藻の開発」「良質真珠の効率的生産技術の開発」「遺伝子操作牛の効率的作成技術開発」「有用アグリリソース/アパタイト複合材料を利用した機能素材応用技術の開発」です。このうちアパタイト関係の研究は, インプラントに使用する人工歯根としてほぼ開発が終わり, 従来の人工歯根に比較して治療期間が半減し, 失敗もほとんどない画期的なものが近い内に社会に還元されるでしょう。それぞれ基礎研究から実用化に向けての技術開発に入ってきました。私の仕事も忙しくなります。

(2) 和歌山県に於ける活動

i) 2002年にスタートした「和歌山県企業ソムリエ委員会」は, 県が推薦した委員6人によって年に数回委員会を行い, 毎年認定企業を決定して1億円の助成金を県が出すものです。委員は柳良雄(元近畿経済産業局長), 上川二三雄(和歌山県工業技術センター長), 釜中甫干(紀州技研工業株式会社社長), 島正博(島精機株式会社社長・委員長), 上野祐子(マーケティング会社社長), 杉本勝徳(弁理士)の6名で, 一回の委員会で10~15社の中小ベンチャー企業のプレゼンを受けて全会一致で決定する。この委員会は和歌山県経済活性化の一環として行われています。現在まで4社が認定を受けています。

ii) 和歌山県には財団法人「わかやま産業振興財団」と言う組織があり, 県下の中小ベンチャー企業の支援活動を行っています。当然そこでは知的財産の扱いも重要な業務となっており, 相談会やセミナーをはじめ個別企業の指導も行います。私はそこで発生した知的

財産の扱いについて, 指導や支援を行います, 特許や商標に限らず著作権, 育成者権, 不正競争防止法, 関税定率法も含めたあらゆる知的財産の問題が生じるため, 私にとっても勉強にもなっている状況です。

iii) 和歌山県には前記「わかやま産業振興財団」の他に多くの研究機関がありますが, その最大のは工業技術センターですからこれは後述します。他に「科学技術振興室」「林業試験場」「果樹試験場」「海藻増殖研究所」等があり, それぞれの機関において発生する知的財産についての相談を受け持っています。

(3) 和歌山県工業技術センターにおける活動

どの府県にも府県立の工業技術センターがあり, ここは県下の中小ベンチャー企業の研究を大いに援助しており, 知的財産に対する関心もすこぶる高い。この研究員が発明したり, 企業と共同開発した技術をどのように扱うかは当面の急務でありながら, マニュアルが整備されていないケースが多いと思われます。発明等の技術を開発しても, 製造や販売の実施主体でないセンターの知的財産をどのように扱うかをアドバイスするのが私の仕事です。

(4) 和歌山県下各商工会議所・商工会における活動

和歌山県には, 平成の大合併が行われるまでは10市と40町村があり, 10市には10商工会議所が, 40町村には40商工会があります。このうち10商工会議所全部と希望のある商工会15ヶ所程度を, 最低1年に1回巡回して特許相談または講演をこなしてきましたが, 直近4年間でおおよそ100回の相談会と20回の講演をこなしています。そこで気がついたことですが, 中小企業や個人は知財のことは殆ど知らず, 出願する程のことでもないものを出願したり, 出願しなければならない発明をしなかったりしているケースが多く見られます。また経済産業省や特許庁の委託で商工会議所が講演会を開催していますが, これも講演のタイトルや中身は専門的であるのに, 動員された参加者は殆どは話の意味も分からないことが多い, ということが質問の内容から判断されます。

(5) 大学の知財政策支援

i) 私は大学との関わりを持ってかれこれ7~8年になりますが, 当初は講義が主体で年間を通じて毎週

90分の講義をして4単位のカリキュラムであったり、半年で2単位の場合もありました。しかし、最近では講義が重労働なので、客員教授になって年数回の特別講義にしたり、大学の知的財産に関する顧問になって、知的財産の指導をしています。

ii) 一口に大学といっても様々で、大学の規模、取り組む姿勢、学長や理事の考え方、教授の方針等によって随分違いがあります。規模の大きい大学は評価委員会を設けて自ら教授の発明を評価し、大学発明として特許出願するか否かを判断していますが、そうでない大学は殆どTLO任せで、TLOから出願拒否されてオロオロしている大学もあります。ある大学では毎月3～4人の教授と面接して、教授の研究内容が特許出願の対象になるかどうかを判断していますが、物理・科学・バイオとあらゆる技術に及ぶヒヤリングして適切な判断するのは極めて困難な作業です。

iii) 大学も工業技術センターと同じく教授が発明したり、企業と共同開発した技術をどのように扱うかは苦労しているようです。大学発明のマニュアルが整備されていないケースが多くその作成にも協力しなければなりません。教授は研究成果を先ず論文発表しますので、特許法30条の適用を受けなければならない場合が多いので、研究発表前に特許出願をどうするかを先ず指導します。

iv) しかし大学も製造や販売の実施主体でないのはセンターと同じであり、開発された技術や特許出願されたものを民間に移転することに苦労します。大学内ではどんどん研究成果であるシーズが山積みされて、下積みされた技術が1世代古くなって時代に合わなくなり、下の方から腐ってくる有り様で、大学発明と特許をどうするか大きな問題です。

v) 大学発明は基本的には職務発明と制度的には似ていますが、次の諸点においてかなり相違します。大学発明の問題は次の通りです。①大学が発明の実施主体ではないこと、②従って発明者が利益の分配を受けにくいこと、③大学が特許出願された発明を扱いかねていること、④大学発明にするか個人発明にするかの評価が困難であること、⑤大学の教授等は発明をするために雇用されているのではないこと、⑥企業との共同開発が多いこと、⑦大学の教授等が論文優先の考え方があること、⑧発明に至る過程で教授はゼミ学生の協力を得ていること。以上の問題を解決するために、

私は現在までに2つの大学で大学発明規定を制定するための指導をしてきました。

vi) 上記の問題点を解決するために大学は次の解決策を講じています。出願に関しては大学が大学発明と認定した場合には、一部の地方大学や単科大学では出願の選別や可否についてTLOに頼っている場合が多いようです。しかし、最近はそのTLOも出願の選別を厳しくしているように見受けられます。大学は発明の実施主体ではないので、大学発明の発明者に対する報酬については、出願時に5千円～1万円程度を支給し、企業で実施されて利益が得られた場合には、大学に還元された利益を大学と発明者が50%づつの配分としていることが多いようです。大学発明として評価されない発明、即ち大学が出願を拒否した発明は発明者が研究費から出願費を捻出するか、出願を諦めるか悩ましい問題となっています。

(6) 発明協会との協力関係

東京や大阪と異なり、地方の県では発明協会の存在が大きいことは否定のしようがありません。和歌山県のような大阪の隣接県においても、知的財産に関して真先に県民の相談は発明協会和歌山県支部です。私が協会と関わっているのは、1ヵ月4回の特許相談と県下各地域での年間12回の相談会および講演です。相談は1回5～6人が来ますから、年間で200人前後の相談に乗っていますが、多くは自分で明細書を書きたいという指導で、弁理士として複雑な思いです。尤も発明協会も、発明者が自分で出願できるように指導していますから、私が今更複雑な思いに捕らわれなくてもいいのかも知れません。

(7) ラジオ「杉本勝徳のペテントーク」

i) 平成9年10月から9年間、和歌山放送で毎週日曜日に「杉本勝徳ペテントーク」というラジオ番組を持って、特許や商標のことは勿論、知的財産に関する一切の情報を流し続けています。総放送回数は400回を越えていますが、4年前までは30分番組であったのを、ネタ作りの苦労が多いので今は15分にしてもらっています。知的財産の他に政治・経済・社会の出来事に苦言を呈することも毎回やっています。最近リスナーからそっちの方が面白いという便りを沢山戴きます。この番組は私と局の女性アナウンサーであ

る宮上明子さんとの対談で9年間同じアナウンサーが担当しているので、このアナウンサーの知的財産に関する知識は相当なもので、本人の「売り」の一つになっています。

ii) 和歌山放送の視聴可能エリアは和歌山県全県と大阪府の南部、兵庫県、徳島県、香川県、三重県のそれぞれ一部で300万人と言われていています。1,000人に一人が聞いてくれているとすると、3,000人は聞いてくれている計算になりますが発言に責任は感じます。特に放送禁止用語は「外人」がだめと言われると神経を使います。

ラジオ番組をもっていて最も面白いのはリスナーの反応です。特に個人や中小企業のオーナーから、難しい知的財産の話面白おかしく分かりやすく話をして戴いて、毎回楽しみにしています、と言われると嬉しくなり、番組を止めたいと思う気持ちがまた続けようと思います。

(8) テレビ「和歌山経済マガジン」

テレビ和歌山では「和歌山経済マガジン」という番組が毎週日曜日の午後10時30分から30分放送されます。この番組では年に5~6回、特許に絡む話題を和歌山大学学長と私と局アナの鼎談として放映してい

ますが、この番組の特徴は開発された技術を活かした製造現場の映像をビデオで流し、それを特許的に私が解説するものです。和歌山というローカルな地域で、世界的な技術開発がなされ、それが映像で視聴者にアピールするだけではなく、特許的な特徴を解説することにより、難しい技術が分かりやすく伝わっていると思われま。これも7年近くやっていますので、相当な地場産業が紹介されました。あるとき、上場企業の所有特許の多さを表にしてフリップで紹介したところ、翌日その会社の株がストップ高で買い気配のまま値が付かなかった事があります。後日学長と「買ってあげばよかった……」などと冗談を言い合いました。

(9) 新聞記事の連載

和歌山新報という地方紙があって、そこに昨年の6月から「知的財産ってな〜に」をコラムを貰って連載しています。70回を越えましたが、4年間200回を目処に連載するつもりです。これも個人の読者から、知的財産なんて全く身近でなかったものが、分かりやすく解説されていて勉強になり、コラムを切り抜いて保存している、という話を聞くと、面倒な連載も続けなくてはという使命感に燃えます。

資 料

特許法第70条(実用新案法は第26条で特許法の準用)には「特許発明の技術的範囲は、願書に添付した特許請求の範囲の記載に基づいて定めなければならない」とされています。

すなわち特許請求の範囲の記載が技術的範囲(権利範囲)を決定しているのだから、そこに記載された構成要件が権利範囲を決定します。

その特許請求の範囲は特許法第36条5項に「特許を受けようとする発明を特定するために必要と認める事項のすべてを記載しなければならない。…」と規定されています。この特許請求の範囲に記載さ

知的財産 ?

弁理士 杉本勝徳 ってな〜に!

れる一言一句が権利範囲を左右しますが、自然科学によって発明されたものを、人間の創り出した文字で正確に技術および技術範囲を表現することは至難の業です。

しかし、これを法律は規定しているのです。

いかに素晴らしい発明をしていても特許請求の範囲の記載を誤ったり下手な表現してしまうと、せっかくの発明が台無しになることもあり、またその反対に表現が上手だったのです。

〈64〉 特許の模倣できない範囲について(2)

い権利になる場合もあります。次回以降に具体例をあげて説明します。

(和歌山大学顧問・杉本特許事務所所長)

すなわち特許請求の範囲の記載が技術的範囲(権利範囲)を決定しているのだから、そこに記載された構成要件が権利範囲を決定します。

れる一言一句が権利範囲を左右しますが、自然科学によって発明されたものを、人間の創り出した文字で正確に技術および技術範囲を表現することは至難の業です。

(日刊) わかやま新報 2006年10月20日(金)

(原稿受領 2006.10.24)